

二 経過的生活介護サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(I)	看護職員配置加算(II)	児童指導員等加算(1日につき)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当施設が単独施設	(843単位)			+46単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位	
	(2)定員10人	(一)当施設に併設する施設が主たる施設	(737単位)			+139単位					+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位
		(二)当施設が主たる施設	(1,520単位)			+46単位								
		(三)当施設が単独施設	(843単位)			+69単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当施設に併設する施設が主たる施設	(586単位)			+46単位					+48単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位
		(二)当施設が主たる施設	(977単位)			+46単位								
		(三)当施設が単独施設	(773単位)			+46単位								イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位
	(4)定員21人以上30人以下		(737単位)			+37単位				+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位	
	(5)定員31人以上40人以下		(616単位)			+27単位				+19単位	+26単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	
	(6)定員41人以上50人以下		(550単位)			+24単位				+16単位	+24単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位	
	(7)定員51人以上60人以下		(528単位)			+22単位				+14単位	+22単位	+21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	
	(8)定員61人以上70人以下		(509単位)			+19単位				+12単位	+19単位	+18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +17単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	
	(9)定員71人以上80人以下		(488単位)			+16単位				+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位	
	(10)定員81人以上90人以下		(471単位)			+13単位				+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	
	(11)定員91人以上100人以下		(451単位)			+12単位				+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
	(12)定員101人以上110人以下		(448単位)			+11単位				+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	
(13)定員111人以上120人以下		(447単位)			+10単位				+8単位	+10単位	+11単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(14)定員121人以上130人以下		(444単位)			+9単位				+7単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(15)定員131人以上140人以下		(441単位)			+8単位				+7単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
(16)定員141人以上150人以下		(438単位)							+7単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位		

地域移行加算
(入所中2回、退所後1回を限度として、470単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき14単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき11単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算
(1日につき11単位を加算)

小規模グループケア加算
(1日につき 226単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×62/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×45/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算
(1月につき +所定単位×8/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×55/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×50/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計